

北杜市空き家等対策審議会会議録

- 1 会議名 令和4年度 北杜市空き家等対策審議会（第2回）
- 2 開催日時 令和5年2月6日（月） 午後2時から3時10分
- 3 開催場所 北杜市役所 北館大会議室
- 4 出席者（敬称略）
 - (1)委員
桜井彰一、萩原英二、坂本肇、清水一秀、浅川英三、草野香壽恵、萱沼鉄男、板山俊一、保阪三郎、秋山純一、小池次郎、箕浦一哉、木村敬三、青柳昌宏、岩間昭憲、奥脇敬太、土屋直也
（欠席委員 植松耕三、坂本一春）
 - (2)事務局
企画部（部長）中田治仁
ふるさと納税課：（課長）城戸潤子、
シティプロモーション担当：（リーダー）松野純一郎
建設部（部長）齊藤乙巳士
まちづくり推進課：（課長）末木陽一
景観指導担当：（リーダー）下條剛、（担当）伊藤慶、神近英一
- 5 議題
 - (1) 空き家等対策計画の改訂について
 - (2) 特定空き家等の法的位置づけ及び認定・措置の進め方について
 - (3) 特定空き家等に対するこれまでの対応について
 - (4) 特定空き家等の認定について
 - (5) その他
- 6 公開・非公開の別
一部非公開
- 7 一部非公開の理由
議題（3）、議題（4）については、個人情報等を含んでおり、北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱第3条第1項1号に該当するため
- 8 傍聴人の数 0名
報道関係者 1社
- 9 会議録署名委員（敬称略）
坂本肇、清水一秀

10 議事録

- 議事（1）空き家等対策計画の改訂について事務局から説明。

- 質疑応答

【委員】 計画に記載された民事信託制度について、内容の説明を●●委員にお願いしたい。

【委員】 成年後見という制度がある。成年後見人が被成年後見人の財産管理をすることになるが、厳格に運用されており、財産を減らさないよう、使わないようにと制限されている。

一方、民事信託は委託者が受託者に特定の財産を運用を任せ、委託者兼受益者がその利潤を享受するという制度である。受託者は息子・娘といった家族になることが多い。

山梨県ではあまり民事信託の活用事例は聞いていない。

民事信託においては、賃貸借のためであるとか特定の範囲で運用するという約束事を決める。

建物の解体についても、当初の約束事の中になくても、必要に応じて信託の内容の変更はできる。

成年後見制度は裁判所の監督があり、空き家の解体も公序良俗や環境上の問題があれば裁判所の許可を得ることができるが、その都度許可を得なければならない。

民事信託は財産を活用するというところに利点がある。解体も信託事項の範囲にあれば、それを適用して解体をしようということができる。

【議長】 前回の審議会において、パブリックコメントの実施は議長に一任する判断をいただいている。この件について北杜市空き家等対策庁内検討会での検討結果を事務局より説明を求める。

【事務局】 令和5年1月11日に北杜市空き家等対策庁内検討会を開催し、北杜市空き家等対策計画の改訂におけるパブリックコメントの実施の要否については、パブリックコメント実施要綱第3条各号に該当する改訂内容でないため、パブリックコメントを実施しない方針である説明を行い承認を得た。

【議長】 続いて皆さんに審議していただいた北杜市空き家等対策計画について、市長からの諮問に対し、答申を行うことになっている。空き家等対策計画の修正内容の確認は会長の私に一任にさせていただき、答申については会長の私と事務局にて行うことで承諾をしていただきたい。

【全委員】 異議なし

- 議事（2）特定空き家等の法的位置づけ及び認定・措置の進め方について事務局から説明。

- 質疑なし

[議事（3）、議事（4）について、非公開案件の議事に入ることから傍聴人及び報道関係者は退出]

- 議事（3）特定空き家等に対するこれまでの対応について事務局から説明

- 質疑なし

● 議事（４）特定空き家等の認定について事務局から説明

● 質疑応答

[質疑内容については、北杜市情報公開条例(平成16年北杜市条例第12号)第5条各号に掲げる非開示情報個人情報を含むため公開しない。]

● 議事（５）その他

【事務局】 今回、計画の改訂の承認をいただいたので、会長から市長へ答申を行っていただいたのち、令和5年第1回の市議会で改定の報告をする予定である。

また、新年度の早い時期に次回の審議会の開催を予定しており、委員の皆さまに現地の確認をお願いしたいと考えている。

【委員】 新聞で相続土地国庫帰属制度の記事が掲載されていた。相続人が活用できない土地を国が引き取るというもので、今年4月27日から開始されるということである。このことについて●●委員にお聞きしてもよいか。

【委員】 所有者不明土地があると、行政施策を遂行するうえで難航してしまう。現在、所有者不明土地が九州地方の面積に相当すると言われている。そのような観点から、行政が引き取っていくということである。

今の世代では、山や痩せ地はお金にならないということで相続したがるらない。今まで市町村への寄付の申し出はあるが、それは駄目ですということで断られていた。国庫への寄付を認めることで相続の奨励になると私は認識している。

【委員】 市にお伺いしたい。山林や農地で所有者がいなくて税金を徴収できない土地は、いづれ市の財産として取り上げることができるのか。例えば、転売するとかそういうことができるのか。

【事務局】 相続人がいない場合、相続関係を調べて納税義務者になる相代人を調べる。そのような方がいない場合は滞納処分ができないということで、執行を停止することになる。

登記の関係について、相続に関する登記の義務化に関する法律が令和6年に施行される。相続人がいない場合は国庫に帰属する内容となっている。帰属するまでの手続内容については、詳細の把握をしていない。

会議終了 午後3時10分

署名 _____

署名 _____